

富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例の概要

基本的施策

町は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念にのっとり、地域経済団体、教育機関、金融機関その他関係機関と連携し、次に掲げる事項を基本として実施するものとする。

- (1) 中小企業等の経営の改善及び革新を促進すること。
- (2) 中小企業等の創業、地域資源を活用した産業の発展及び新たな事業の創出を促進すること。
- (3) 中小企業等に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度を支援すること。
- (4) 中小企業等に必要の人材の確保及び育成を支援すること。
- (5) 地域経済の活性化のため、雇用の創出を促進すること。
- (6) 中小企業等の持続的な発展を支援すること。
- (7) 中小企業等が生産し、製造し、又は加工した製品の販路及び受注機会の拡大を支援すること。
- (8) 中小企業等の事業の承継の円滑化を図るため、当該事業の承継に関する情報の提供を行うこと。
- (9) 産官学金の連携を促進すること。
- (10) 中小企業等の振興に関する町民の理解を深めるとともに、協力を促進すること。
- (11) 中小企業等の健康経営（従業員の健康増進に配慮した経営手法をいう。）に関する取組について支援すること。

施策を推進するための措置

（財政上の措置）

町は、中小企業等の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映等）

町は、中小企業等の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業等及びその他関係団体と意見交換を行い、当該施策の推進を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする。